

東金市立正気小学校いじめ防止基本方針

東金市立正気小学校

第1章 いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

○「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や課外活動の者、当該児童がかかわっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係のある者を指す。

○「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

○対等な立場の者同士が、互いに対抗意識を持ち、感情的に争うけんか等は除く。

2 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

3 いじめの禁止（本校全教職員および児童の共通理解事項）

児童はいじめを行ってはならない。

4 いじめ防止に向けての学校及び職員の責務

（責務）

本校は、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

（基本姿勢）

- ① いじめの早期発見と迅速な対応、いじめに対する明確な態度表明、関係機関との連携、及びいじめの再発防止に努め、いじめを許さないという毅然とした態度で、いじめの兆候や発生を見逃さない集団づくりや雰囲気作りに努めなければならない。
- ② 児童一人一人の有用感を高め、自尊感情を育むため、自己肯定感を高める活動、他者とのつながりを深める活動、多様性を尊重する活動、貢献する喜びを味わう活動等を適切に実施しなければならない。
- ③ いじめ防止、早期発見、早期解決のために、教職員がチームで教育活動にあたるとともに、保護者や関係団体、専門家との連携を図り、いじめの防止等に取り

り組む。

5 基本方針の遵守と推進

いじめ防止対策推進法の趣旨と内容を理解し、これを遵守するとともに、いじめの防止等のための基本方針を受けて策定した「学校基本方針」に基づいて、いじめ防止、早期発見、早期解決に向けての教育活動を充実させる。

また、いじめ問題への対応にあたっては、「学校基本方針」に基づいて適切な情報収集を行い、その内容について正確に丁寧に説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わない。

第2章 学校いじめ対策組織

1 組織

本校に、学校いじめ対策組織を置く。

この委員会は、校長を委員長とし、教頭、各学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等で構成する。必要に応じて地域や関係機関の職員を加えることができる。

2 役割

学校いじめ対策組織は、学校基本方針に基づき、いじめの防止、早期発見、早期解決に組織的に取り組む。

学校いじめ対策組織は、次に掲げる役割を担う。

- ・いじめ防止対策の企画、立案、実施及び評価に関すること。
- ・いじめに関する情報の収集、共有及び分析に関すること。
- ・いじめられた児童及びその保護者に対する支援に関すること。
- ・いじめを行った児童及びその保護者に対する指導に関すること。
- ・いじめの重大事態への対処に関すること。
- ・関係機関との連携に関すること。

日常的な業務については、校長、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、教育相談担当が協議して行う。

いじめの疑いに係る情報があったときは、速やかに緊急会議を開催する。

緊急会議は、次に掲げる者をもって構成する。

校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、関係学年主任、担任、関係学年職員

教務主任（必要に応じて）、教育相談担当（必要に応じて）、課外活動顧問（必要に応じて）、スクールカウンセラー（必要に応じて）、スクールソーシャルワーカー（必要に応じて）

緊急会議においては、いじめの事実関係の確認、被害者、加害者及び傍観者への対応方針の決定、保護者との連携、関係機関との連携、再発防止策の検討等を行う。

重大事態が発生した場合、教育委員会及び関係機関と速やかに連携し、外部専門家や第三者委員会の関与を得る体制を構築する。保護者及び地域住民と連携し、学校外からの情報も共有する。

校内の関係者間で利害関係が生じる場合、外部有識者等を参画させるなどして、調査・判断の公正性を確保する。

3 役割分担

- ・校長は、学校いじめ対策組織を統括し、いじめ防止対策を推進する。
- ・教頭は、校長を補佐し、各担当者、関係機関との連携等の連携調整を行う。
- ・教務主任は、いじめ防止に関わる研修計画の作成、教職員への情報提供、授業におけるいじめ防止の推進等を行う。
- ・生徒指導主任は、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の中心的な役割を担い、児童からの相談対応、いじめ事案の調査、関係者への指導等を行う。
- ・養護教諭は、児童の心身の健康状態を把握する。
- ・各学年主任は、各学年のいじめ状況の把握、担任との連携、いじめ事案発生時の初期対応等を行う。
- ・教育相談担当は、児童や保護者からの相談対応、カウンセリング、関係機関との連携等を行う。
- ・情報担当は、いじめに関する情報の収集、管理、分析、教職員への情報提供等を行う。
- ・スクールカウンセラーは、児童のカウンセリング、保護者への助言、教職員への支援等を行う。
- ・スクールソーシャルワーカーは、家庭環境、地域社会との連携など、いじめ問題の背景にある社会的な要因への支援を行う。

第3章 いじめの未然防止について

1 いじめを許さない学校づくり

教育活動全体を通して、「いじめは絶対に許されない行為である」という認識を全教職員・全児童が共有できる学校風土を醸成する。そのために、以下の取り組みを行う。

- ・全校児童による「いじめゼロ宣言」を入学・進級時に行い、全員が署名する。
- ・学校は「いじめを許さない」「いじめられている子を徹底的に守る」という姿勢を日常的に示す。
- ・直接いじめに関わらなくても、見て見ぬふりをすることは傍観者としていじめに加担していることを周知する。

2 児童、保護者への啓発活動

- ・学校便り等を活用し、定期的にいじめに対する本校の姿勢を明確にするとともに、いじめに関する情報を提供する。
- ・年度始めには、いじめ問題に対する基本方針や保護者の責任等を明確にし、児童の保護者の理解を得る。

3 いじめに関する定期的なアンケート調査

- ・いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうるとの認識のもと、いじめの状況把

握のため定期的なアンケート調査を実施する。

- ・実施時期は6月、10月、1月とする。
- ・インターネットを通じた質問も設ける。
- ・原則として記名調査とするが、調査実施時にいじめ加害者が被害者に圧力をかけることも想定されるため、「あなたの書いたアンケートの内容は誰にも分からないようにする」ことを事前に全児童に周知する。質問紙を家庭に持ち帰り、保護者と共に回答し、封筒に入れて封じて回収する。

4 教職員の発言

- ・教職員の不適切な発言（差別的な発言や児童生傷つける発言等）や体罰がいじめを助長することを全教職員で確認する。
- ・不適切な発言については一切排除し、職員同士が互いに注意し合えるようにする。
- ・学校全体が一堂に会した場において、全教職員、全児童で暴力や暴言を排除することを確認する。

5 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開及び他の教科との関連

- ・教職員と児童の「共感的人間関係」を基盤に、児童一人一人に「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」する場면을授業の中に取り入れ、「わかる授業」を展開できるようにする。
- ・規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、また活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。

（道徳教育）

- ・道徳的実践力を培う道徳教育の充実を図る。県教育委員会作成の道徳教育映像教材「ひびけ、心のリコーダー」「いつのまに…」等を活用し、いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳の指導や取組を実践する。

（人権教育）

- ・人権意識と生命尊重の態度の育成を図る。人権教育の充実と、お互いを思いやり尊重し、生命を大切にする指導を、学年や発達段階に応じて行う。また指導計画にかかわらず、教育活動全体を通して、自己肯定感や社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導支援を継続する。

（体験活動）

- ・単に何かを体験すればよい、ただ交流すればよいといった位置づけや意識ではなく、児童（生徒）の学年や発達の段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために行うものであることを意識して場や機会を位置づけていく。

（各種行事・キャンペーン）

- ・いじめゼロ宣言・いのちを大切にするキャンペーン・児童会活動・人権週間に関する取組等、目的や具体的な指導を明らかにして位置づける。

6 児童の自発的な活動の支援

- ・児童会活動において、いじめに関わる問題を取り上げて、児童が自主的に取り組

む活動を指導・支援していく。この活動を通して自分たちが「いじめをなくしていこう」という意識を醸成していく。

7 ネットいじめに対策の推進

- ・児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、携帯電話教室等を行う。

8 いじめに関する教職員の研修

- ・いじめの基本認識を共有する。
- ・SNS・オンラインゲーム・グループチャット等を通じた排除・晒し行為は、現実の教室と同様に重大な問題として扱う。
- ・いじめ問題に関する指導上の留意点等について、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上を図る。
- ・「いじめ問題に関する取組事例集」「生徒指導提要」「生徒指導充実のために」等を活用して、いじめの構造やいじめの進行、いじめの変遷やいじめの態様等の研修を行う。いじめの基本認識を共有する。

第4章 いじめの早期発見について

- 1 いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうるとの認識のもと、いじめの抑止力及び早期発見のためにアンケート調査を行う。いじめはどの子にも起こり得るという共通理解を教職員間で徹底し、いじめ防止を全職員の責務とする。

アンケート調査は、回答する児童生徒自身にいじめの可能性を自覚させ、いじめ行為を抑制する効果も期待できる。また、全校児童が同じアンケートに回答することで、いじめに関する共通認識を醸成し、児童に安心感を与える。

教師はアンケート結果から、注意を要する児童や、いじめられている可能性のある児童を把握することができる。また、児童間のカード交換やメールいじめ、金銭のやり取りなど、教職員が知らない児童の状況を知る手がかりとなる場合もある。

本校は、アンケート調査結果に基づき、児童の問題行動に対する具体的な指導手段を明確にする。集計結果は全校職員で共有し、「いじめ対策に係る会議」を開き、クラス内だけでなく、他クラスや学年を越えた問題も把握し、対応を検討する。

いじめられている児童は、自尊心から自分が「いじめられている」と書かない場合が多い。特に、小学校高学年にはそのような傾向が見られるため、友人からの情報が重要な役割を果たす。友人から「いじめを受けている子」として名前が挙がった児童は、いじめが深刻な状況にあると考えられるため、早急な対応が必要となる。

定期的なアンケート調査は、児童生徒に「いじめを訴える機会がある」という安心感を与える。これにより、児童生徒は問題解決を将来に託すことができる。

(時期)

・6月 10月 1月

(方法)

- ・低、中、高学年別に作成し、記名方式で実施する。

(内容)

- ・本校の実態に合ったアンケートを作成する。

2 いじめを認知する取組

- ・アンケート調査以外に、個別面談や教育相談（定期教育相談）等を実施する。
学校全体として定期的な面談を実施する。児童が希望する時にはいつでも対応する。
- ・面談方法や面接結果について、スクールカウンセラー等、専門的な立場からの助言を得る。教職員が得た情報は学年・校内全体で共有し、組織的に判断・対応する。アンケート調査以外に、個別面談や教育相談（定期教育相談）等を実施する。

3 いじめ発見のための観察

- ・多くの教師が様々な教育活動を通して児童生徒と関わることにより、いじめ発見の機会を増やす。
- ・教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、児童用トイレを利用するなどしたりして、気になる場面の発見に繋げる。
- ・休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を計画的に行い、いじめの発見に繋げる。
- ・SNS等の利用マナーやトラブル防止について、家庭との連携を密にし、教育的支援を行う。

第5章 いじめの相談・通報について

1 学校におけるいじめの相談・通報窓口

学校には、以下の相談・通報窓口を設置する。

管理職、担任、養護教諭、相談箱

教職員は日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という姿勢を示し、児童生徒が安心して相談できる環境を作る。実際に訴えがあった場合には、保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任や児童生徒と親の相談員を中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

いじめを安易に「けんか」や「トラブル」として処理せず、いじめとしての視点から事実を確認する。

いじめの相談・通報があった場合は、以下の点に留意する。

事実関係や気持ちを傾聴する

- ・「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いを持つことなく傾聴する。
- ・事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけに偏らないように注意する。
- ・調査は複数の教職員で行い、客観性・中立性を確保する。

情報源の秘匿

- ・周囲の児童からの訴えがあった場合、いじめを訴えたことにより、その児童への

いじめが新たに発生することを防ぐため、他の児童から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

- ・「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は絶対に明かさなことを伝え、安心感を与える。

2 学校以外のいじめの相談・通報窓口

いじめ電話相談窓口を児童に周知する

- ・山武郡市教育相談センター 0475-54-0367
- ・チャイルドライン千葉 0120-99-777
- ・児童の人権110番（法務省）フリーダイヤル0120-007-110
- ・児童と親のサポートセンター フリーダイヤル0120-415-446

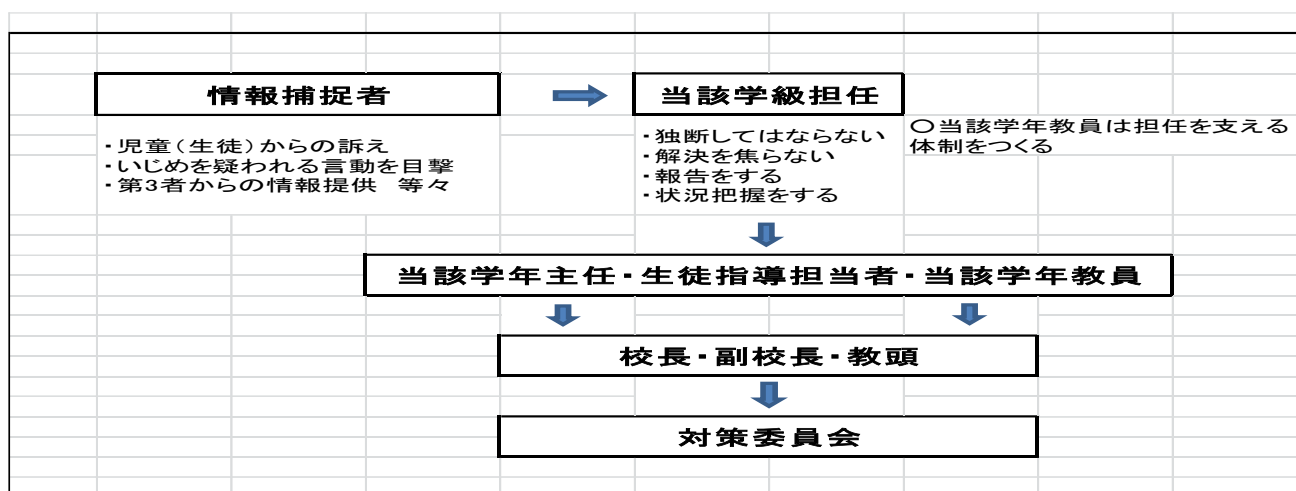
臨床心理士、学校心理士などの相談員が交代で相談に応じる。（24時間対応）

3 いじめを受けたとき、目撃したときの相談・通報についての指導

- ・いじめられていることを「恥ずかしい」「みじめである」と考えない。
- ・相談、通報は適切な行為であり、「ちくり」といわれる行為は卑怯なことではないことを理解させる。

第6章 いじめを認知した場合の対応について

1 いじめ事案が発生したときの報告連絡体制



2 関係機関との連携

連携を必要とする状況	関係機関
・いじめの発生状況を報告する ・対応方針について相談する ・児童や保護者対応を相談する	教育委員会
・いじめによる暴行、傷害、恐喝等の刑事事件の発生時	教育委員会 児童相談所 東金警察署（生活安全課）
・いじめられた児童が外傷や心的外傷を負った場合	医療機関

・いじめられた児童、いじめた児童の心のケアが必要な場合	児童相談所 児童と親のサポートセンター
-----------------------------	------------------------

3 被害者への対応

【基本的な姿勢】

- ・いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童生徒の味方になることを表明する。
- ・児童の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続していく。

【事実の確認】

- ・担任を中心として、児童が話しやすい状況（場や聞き手）を設定する。
- ・いじめを受けた悔しさやつらさに耳を傾け、共感しながら事実を聞く。

【支援】

- ・学校はいじめ加害者を絶対に許さないことを表明し、今後の指導について伝える。
- ・自己肯定感を喪失しないよう、児童の良さや優れているところを認め、励ます。
- ・いじめ加害者との今後の接し方など、行動の行方を具体的に指導する。
- ・いじめが解消したと認められる場合でも、少なくとも3か月以上の観察期間を設け、被害児童の心身の回復を確認するまでは経過観察を継続する。

【経過観察】

- ・面談や生活ノートを使って定期的に相談活動を行い不安や悩みの解消に努める。
- ・授業等で活躍の場や悠仁との関係づくりを支援していく。

4 加害者への対応

【基本的な姿勢】

- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に関しては毅然とした態度で指導する。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうすればよいのかを内省させる。

【事実の確認】

- ・加害者に対応する教師は、中立の立場で事実確認を行う。
- ・嘘やごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

- ・被害者のつらさに気づかせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- ・いじめは決して許されないことに気づかせ、責任転嫁することを許さない。
- ・いじめに至った心情や関わったグループ内での立場等を振り返らせながら、今後の行動について考えさせる。
- ・不平不満、いらだつ気持ちを聞き取る。
- ・事案が重大事態であると判断された場合やいじめの内容及び状況に応じて、学校は、東金市出席停止手続き取り扱い要項により出席停止の手続きをとる。

【経過観察】

- ・生活ノートや面談を通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。

- ・授業や特別活動等を通して、エネルギーをプラスの方向に向かわせ、良さを認めていく。

5 観衆、傍観者への対応

【基本的な指導】

- ・いじめは、当事者だけの問題ではなく、学級や学年等集団全体の問題とであることを確認し、集団全体で対応していく。
- ・いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】

- ・いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

【指導】

- ・周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- ・被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- ・これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- ・いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。
- ・聴取については、聴取場所の環境を整え、過度の緊張感や圧迫感を与えないように、できるだけ短時間で行う。
- ・聞き取った内容の保存を確実に行う。
- ・聞き取りの際には、言葉遣いや態度に十分注意する。

6 保護者との連携

【いじめを受けた児童の保護者との連携】

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として徹底して児童を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・対応経過をこまめに伝えとともに、保護者からの児童の様子等について情報提供を受ける。
- ・いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。
- ・保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言うことがないようにする。事実を調べ、いじめがあれば児童を必ず守る旨を伝える。
- ・「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をしないようにする。
- ・電話で簡単に対応することがないようにする。

【いじめた児童の保護者との連携】

- ・事情聴取後、保護者へ事実を経過とともに伝える。
- ・相手の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらうよう事実を正確に伝える。
- ・指導の経過と変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・事実を認めなかったり、うちの児童は首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の児童を思う信念を示し、理解を求める。
- ・保護者を非難したり、これまでの子育てを批判したりすることのないように十分留意する。

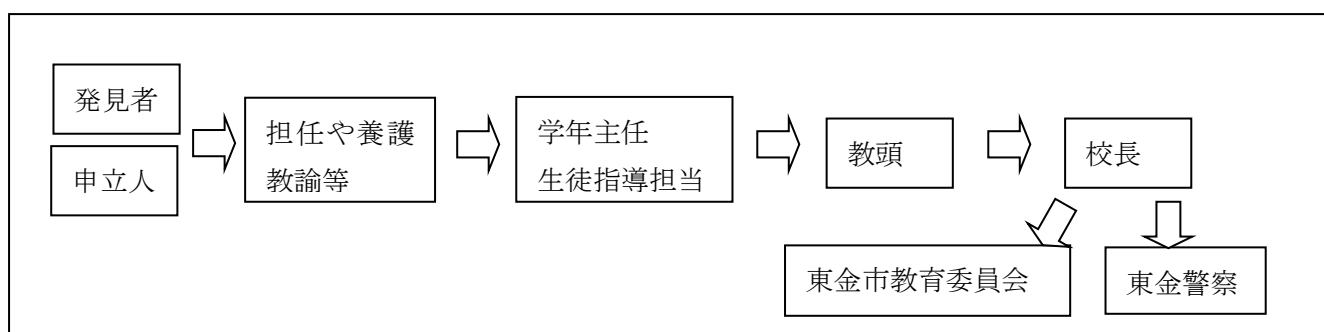
第7章 重大事態への対処について

1 重大事態の基準

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合も教育委員会及び学校の判断で重大事態と認識する。
- (3) その他の場合
 - ・保護者や児童から「いじめにより重大な被害を受けた」との申立てがあった場合には、学校や教育委員会が重大でないと考えても、重大事態として扱うものとする。

2 重大事態が発生した場合の対応

重大事態が発生した際には、児童の生命・心身の安全を最優先とし、速やかに教育委員会に報告する。また、関係機関と連携し、被害児童及びその保護者への支援を行う。いじめが犯罪行為に該当するおそれがある場合は、警察と連携して適切に対応する。



3 調査について

【調査主体】

- ・重大事態の調査は、東金市教育委員会が主体となって実施する場合のほか、必要に応じて第三者委員会を設置して行う。学校が調査を行う場合も、教育委員会の助言および外部専門家の支援を受け、公正性と客観性を確保する。
- ・学校が調査主体になる場合でも、調査内容や人的措置等、教育委員会の協力を得る。
- ・事案の特性やこれまでの経緯、いじめを受けた児童またはその保護者が望む場合には、学校における調査(調査主体を教育委員会に置く場合も含む)に平行して、市長による調査も想定する。この場合は、調査主体同士が密接に連携し、適切に役割分担を図る。

【組織】

- ・学校は、そのいじめ事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかに組織を設ける。

4 事実関係を明確にするための調査の実施

【事実関係を明確にする】

- ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでない。学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図る。

【いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合】

- ・いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童を守ることを最優先とした調査実施を行う。
- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

【いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合】

- ・児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

- ・調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行っていく。

(自殺の背景調査における留意事項)

- ・児童の自殺という事態が起こった場合の調査については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- ・背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・在校生及びその保護者に対しても、全校集会や保護者説明会を設定し、できる限り配慮と説明を行う。
- ・死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ・詳しい調査を行うにあたり、学校は遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- ・背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ・情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供をする。
- ・初期の段階で情報がないからといって、「トラブルや不適切な対応がなかった」と決めつけない。

【調査結果の提供および報告】

いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

- ・学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。
- ・これらの情報の提供にあたって学校は、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

調査結果の報告

- ・調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

第8章 公表・点検・評価について

- ・ホームページで本校のいじめ防止基本方針を示す。
- ・本校では、年度ごとにいじめ問題への取り組みを保護者、児童、所属職員で評価

することを定めている。学校だけの評価で終わらないようにする。

- ・本校は学校いじめ防止基本方針を年度ごと、または状況に応じてその都度、見直しを行っていく。

関連法案等

いじめ防止対策推進法案に対する付帯決議

(平25・6・19衆議院文部科学委員会)

いじめ防止対策推進法案に対する付帯決議

(平25・6・19参議院文部科学委員会)

いじめ防止対策推進法 (平25・6・21成立)

いじめ防止対策推進法 (平25・6・28公布)

いじめ防止対策推進法 (概要)

いじめ防止対策推進法 (平25・9・28施行)

いじめの防止等のための基本的な方針の策定

東金市いじめ防止基本方針 (令7・6)